

平成 27 年（ワ）第 13029 号、第 23567 号

T P P 交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外 1581 名

被告 国

原告第 21 準備書面

平成 28 年 10 月 18 日

東京地方裁判所民事第 17 部合議 B 係 御中

原告 植 草 一 秀

第 1 はじめに

1 私は元大学教授で、政治経済学の諸問題ならびに経済政策論、金融論に関する研究を続けて参りました。現在は経済金融情勢の分析を行うリサーチ会社を経営するかたわら、「平和と共生を目標とする政治」を実現するための市民運動、ならびに T P P 批准を阻止するための市民運動に参画するとともに、主として政治経済問題についての言論活動を広く展開しております。

2 政治経済問題を考察する際に常に意識していることは、社会を構成するすべての個人の幸福を実現するための諸制度、諸規制、政治はいかなる方法によって運用されるべきであるかという視点です。日本は法治国家であり、基本法である憲法を定めて、その憲法に基づいて国家権力の運用を行っている立憲主義国家です。日本国憲法は平和主義と基本的人権の尊重を基本原

理として定め、これを達成するための統治のあり方について主権は国民にあることを明記しています。

3 日本国憲法は基本的人権として「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しており、また、政府に対し「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利について、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ことを定めています。すべての個人が個人として尊重され、基本的人権が全うされるとともに、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利が十分に守られなければならないと考えております。

4 この視点に立って経済問題を考察するとき、現代日本における現実のきわめて多くの側面が、この基準から著しく逸脱したのになっていることを痛感し、微力ながら、その是正に力を注いで参りたいと考えています。今般の裁判事案である T P P は、憲法が保障している生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を根底から覆す明白な危険を伴うものであるとともに、国民ならびに国家の主権を喪失させる重大な問題を内包するものです。裁判所におかれましては、T P P が日本国憲法の規定に違反することが明白でありますので、憲法第 98 条が定めているところの「憲法の条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」という規定を適正に適用して T P P の違憲性、違法性を正しく判断していただきたく思います。

第 2 T P P の構造上の問題点

1 TPPの構造上の問題点が三点あると考えます。第一は、TPPの全体像ならびにTPPがもたらす結果が、TPP発効時点において不明確であること。第二は、TPPの細目決定に至る過程が隠蔽されていること。第三は、TPPに規定されているISD条項によって日本国ならびに日本国民の主権が喪われることです。

2 第一のTPPの全体像が、TPP発効時点で不明確であるという問題点の原因は、第三の問題点であるISD条項にあります。TPPの核心はISD条項にあり、日本の諸制度、諸規制は、長い年月が経過する過程で、ISD条項が活用されることを通じて改変されることが予想されます。長期的には日本の諸制度、諸規制が根底から改変され尽くされてしまうことも予想されますが、TPPが発効する時点では、その大部分が顕在化していないことが十分に考えられます。

3 また、TPPの膨大な取り決めが決定された過程に関する情報が秘密保持義務によって国民に公開されないために、個々の取り決めが具体的に何を意味しているのかを正確に推察することも不可能な事態が発生しています。

4 TPPについての国民理解が進まない理由の一端は、TPP協定そのものが文書量としても膨大で、かつ表現の多くが抽象的で分かりにくいこと、ならびに影響を与える分野が極めて広範であるために、全体像ならびに個々の取り決めの詳細を正しく把握することが極めて困難だという点にあります。しかしな

がら、それだけではなく、T P P が発効することによって最終的に到達する諸制度、諸規制の姿が、今後活用される I S D 条項によって大きく変化し得るために、T P P 発効時点では特定不可能であることも強く影響しています。

5 そして、I S D 条項の活用による紛争事案の仲裁が日本の裁判所によらず、国際仲裁裁判所に委ねられ、しかも、この仲裁裁判所の判断に対して日本国も日本国民もいかなる抵抗もできないこととされています。そもそも、I S D 条項は途上国の司法制度の不備を理由として、途上国の司法を排除することを目的とする制度であり、I S D 条項によって司法主権が侵害されることは明白です。司法主権の侵害は、日本国憲法第 7 6 条 1 項に違反しており、この面でも T P P の違憲性は明白と言わざるを得ません。

6 I S D 条項が盛り込まれていることから T P P 最終合意文書が日本国ならびに日本国民の主権を侵害することは明白であり、2 0 1 2 年 1 2 月の総選挙に際して当時の自民党が公表した公約においても、「国の主権を損なうような I S D 条項には合意しない」と明記されていました。国の主権を損なう I S D 条項が盛り込まれている T P P 協定に日本が参加することは自民党公約に違反しているとともに、日本の司法主権を排除する憲法違反に該当することを明確に認識していただきたいと思います。

7 また、第二の問題点である交渉過程にかかる情報の隠蔽が、

国民の「知る権利」を侵害していることも重大であり、この点についての憲法違反の判断が示されることも必要であると考えます。

第3 T P P がもたらす主要な問題点

- 1 前述の憲法違反の問題が重大であることは言うまでもありませんが、現実には日本が T P P に参加し、T P P が発効してしまう場合に、現実には予想される事態について、これを予測し、その事態がどのような問題をもたらすのかについてあらかじめ検証することも必要です。
- 2 これまで述べてきましたように、T P P 発効後の最終的な状況は I S D 条項の活用のあり方により多様に変化し得るものであり、その全体像を特定することは不可能ですが、現時点で入手可能な情報を総合的に判断することにより、発生する事態を合理的に予測することは可能であると考えます。その合理的予測によって想定される問題点のうち、とりわけ重要なものを列挙しておきたいと思えます。
- 3 日本の T P P 参加によって利益を拡大しようとしている資本、いわゆる多国籍企業の狙いについての各種情報を総合的に判断すると、とりわけ重大な変化が生じる分野ならびに事項を6点列挙することができると思えます。その5点は、①国内農業の崩壊、②食の安全・安心の崩壊、③公的保険医療の著しい劣化、④労働者の賃金その他の処遇の悪化、⑤各種共済事業、組合活動の崩壊、⑥政府調達分野における国内零細事業者の破

綻、⑦金融システム不安の急激な拡大です。

- 4 予測される具体的な状況としては、①国内の主要農業が破綻し、新規参入の巨大資本による農業だけが存続する状況に移行し、地産地消は崩壊し、主食の食糧自給体制が全面的に崩壊する、②食の安全・安心にかかる諸制度、諸規制がほぼ全面的に米国制度に準拠させられることになる、③混合診療が全面解禁され、公的保険がカバーする医療行為が質、量の両面で著しく劣化する、④労働関連規制の緩和、撤廃により労働者の賃金その他の処遇が著しく悪化する、⑤各種共済事業ならびに組合活動組織が解体に追い込まれる、⑥公共事業などの事業主体である地方の中小零細事業者が多国籍企業との過当競争に直面して破綻に追い込まれる、⑦金融規制の変更により、金融システムの安定性を確保するための政策対応が事実上執行できなくなり、金融システムの不安定性が劇的に上昇する、ことを指摘できます。

第4 共済事業、金融システムへの影響について

- 1 第3に記述した7点の問題のうち、共済事業と金融システムにかかる問題点について、若干の捕捉と敷衍をします。

- 2 第一の問題は共済制度への影響です。

TPP最終合意文書では第11章に「金融サービス章」が置かれ、「金融サービス」の定義として、「すべての保険ならびに保険関連のサービス」、「保険を除く全ての銀行業務」、「その他の金融サービス」としています。そして、最終合意文書の11

章 2. 3 条「適用範囲」において適用しない事項を明記していますが、ここに「共済」は列記されていません。

3 他方、2015年4月に公表された米国通商代表部（USTR）「2015 外国貿易障壁報告書」では「4. サービス障壁」の「保険」の項で、「規制枠組みが開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き高い優先事項としている」と述べています。その中で、「ア. かんぽ生命」－「他の民間会社と対等な競争条件の確立」、「イ. 共済」－「共済に対して金融庁に監督権限を与えるという方向の進展を逆転させる動きについても引き続き懸念を有する」と記述されています。

4 また、在日米国商工会議所（ACCJ）は、かねてより共済等に関する意見書（Viewpoint）の中で、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」に反して共済は競争上の優遇措置を取り続けていると主張しています。

5 こうしたことから、今後の協議に際して、日本の各種共済事業に対して、「すべての共済等は保険業法下で、金融庁監督下の保険会社と同一の監督下に置くべきである」との主張が示され、日本の各種共済事業等が実質的に解体させられる恐れがあるものと思料します。

6 また、最終合意文書は、第 11 章「金融サービス」において、「締約国は、同国内で同様の状況に開かれた金融機関に認可したであろうとされる新金融サービスを他の締約国の金融機関

に認可しなければならない」とし、その新サービスが認証を要する場合、「プルーデンスシャルを理由とする場合のみ認証を拒絶することができる」としています。2008年から2009年にかけて世界の金融市場を揺るがしたサブプライム金融危機では、「新金融サービス」に含まれると考えられる「デリバティブ金融商品」の取引拡大が危機発生の主因になったと考えられますが、このような金融市場の不安定化リスクが著しく拡大することが懸念されます。

7 また、最終合意文書第11章「金融サービス」においては11条でプルーデンスシャル条項定めています。プルーデンスシャル措置はマクロ型とミクロ型に分けることができますが、規定は、「締約国はプルーデンスシャル理由に基づく措置の採用又は維持を妨げられない」としながらも、「同措置が本協定上の諸規定に合致しない場合、同措置は同諸規定の下での締約国の責務及び義務を回避する手段として用いられるべきではない」と規定しています。

8 このことから、金融危機的な状況が発生した場合でも、結果的にプルーデンスシャル措置の発動が躊躇されるケースが生じる恐れが高く、このことによって金融市場の安定性が損なわれる可能性が著しく高まることも懸念されます。

9 小泉政権下で推進された郵政民営化の延長線上で実施された各種措置により、すでにゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式売却が開始されていますが、これらの元政府金融機関の株式が売

却され、外国資本がその過半を取得する場合には、これらの元政府金融機関の保有資産が外国資本の支配下に移ることになります。他方、日本政府は1兆2500億ドル規模の外貨準備を保有しており、その大半が米国国債の形態で保有されていますが、これまでに米国政府に提供した資金の現金での償還を受けたことはありません。これらの事実は日本の国民資金が実質的に外国政府や外国資本に収奪されてしまっていることを意味すると考えられ、日本国民に対して多大の損失を与えるものであると思います。

第5 結語

以上述べてまいりましたように、TPPは日本の主権者である国民にとって計り知れない損失を与えるものであるとともに、日本国憲法の諸規定に違反するものでありますので、裁判所におかれましては、法の番人としての役割を誠実に果たし、憲法違反の判断を示していただくよう強く要望いたします。

以上